

新設改組と学生募集

【図表1】2040年の職種間の需給ミスマッチ推計

	専門職	うちAI・ロボット等の活用を担う人材	事務職	現場人材	うち生産工程従事者	
2040年需要数	1867万人	782万人	1039万人	3283万人	731万人	
2040年供給数	1686万人	443万人	1476万人	3023万人	525万人	
需給ミスマッチ	△181万人	△339万人	437万人	△260万人	△206万人	
主な産業の需給ミスマッチの内訳	農林水産業	△9万人	△7万人	△1万人	△110万人	△3万人
	製造業	△149万人	△125万人	△40万人	△256万人	△198万人
	情報通信業	116万人	102万人	50万人	13万人	2万人
	卸売業、小売業	△81万人	△77万人	26万人	△20万人	△4万人
	建設業	△33万人	△26万人	20万人	△31万人	△2万人
	宿泊業、飲食サービス業	△21万人	△21万人	2万人	12万人	0人
	運輸業、郵便業	△25万人	△26万人	27万人	26万人	0人

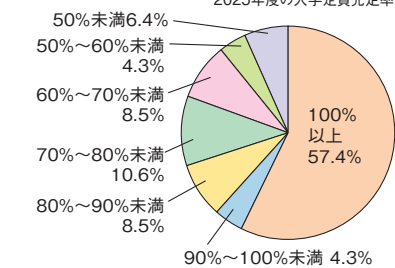
※経済産業省「2040年の就業構造推計(改訂版)について」(2026年3月)を基にBetween編集部にて作成

【図表2】大学・高専機能強化支援事業の第1～3回公募選定結果

	支援1 (学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援)			支援2 (高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)				
	公立	私立	計	国立	公立	私立	高専	計
第1回選定 2023.7.21	13	54	67	37	4	5	5	51
第2回選定 2024.6.26	4	55	59	18	4	5	11	38
第3回選定 2025.6.25	4	23	27	5	3	4	7	19
計	21	132	153	60	11	14	23	108

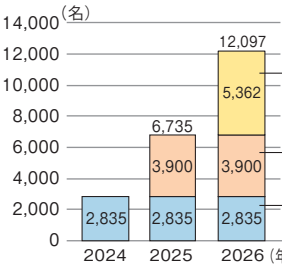
※文部科学省「成長分野転換基金」の公募に向けた事業説明会(第2回)資料(2026年)

【図表5】支援1で開設した学部学科等の2025年度の入学定員充足率



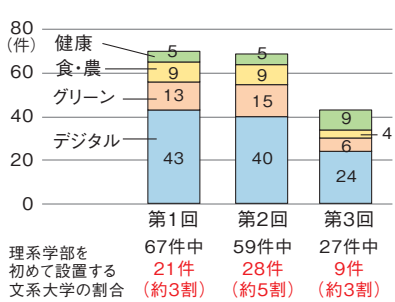
※Between編集部調べ

【図表4】支援1を受けて開設した学部等の累積入学定員数



※Between編集部調べ

【図表3】支援1選定大学における学部再編等の状況



※文部科学省「成長分野転換基金」の公募に向けた事業説明会(第2回)資料(2026年)

【図表6】大学・高専機能強化支援事業内容の主な変更点

～2025年度申請分まで	2026年度申請分～(2027年度に学部再編等を実施する計画)
学部再編等による特定成長分野(デジタル・グリーン等)への転換等(支援1) ▶支援対象:私立・公立の大学の学部・学科 理工農の学位分野が対象 ▶支援内容:学部再編等に必要な経費 20億円程度まで(定額補助)、原則8年以内(最長10年)支援 ▶受付期間:2032年度まで	「成長分野転換枠」(継続) ▶支援対象:支援内容、受付期間はこれまでと変更なし ※工学→デジタルのような理系→理系の学部等転換も可 ▶申請要件等:新たに、各大学の学部等転換の具体的な構想が ①総合科学技術・イノベーション会議において検討されている「重要技術領域」等の政府方針との関係性 ②各地域における人材需給状況を踏まえた、地元自治体や産業界等との人材ニーズや構想内容等について要件化 ●「産業人材育成プラン」への対応として、産業界との連携実施の場合に助成率引き上げを追加 「大規模文理横断転換枠」(新規) ※大規模大学を含む将来の社会・産業構造変化を見据えた文理横断の学部再編等を支援 ▶支援対象:私立・公立の大学の学部・学科、理工農の学位分野が対象(継続分と同様) ▶受付期間:2032年度まで(変更なし) ▶支援内容:施設・設備等の支援額を引き上げるとともに、新設・拡充する理系学部の教員人件費、土地取得費、定員減を行う文系学部の教育の質向上支援等について新たに支援 ※原則8年、最長10年支援、1件あたり最大40億円程度 ▶申請要件:文系学部の定員減を伴う学部等再編を要件化(理系→理系転換は支援対象外)

※文部科学省「成長分野転換基金」の公募に向けた事業説明会(第2回)資料(2026年)を基にBetween編集部で作成

転換支援強化の一方で
厳しい募集環境が続く

学生募集の起爆剤として新設改組を行う大学は多い。近年、国は、社会・産業構造の変化による労働力の需給のギャップ【図表1】、特に理工系人材の供給不足を埋めるべく、DX・GX等の成長分野への学部転換を促す大学・高専機能強化支援事業を実施、その基金を活用した新設改組が相次いでいる。そのため、本記事では、特に理系市場における学生募集の課題について考えてみたい。

本事業のこれまでの選定結果を見ると、支援1・2を合わせて261学部・学科・研究科等の新設改組が選定されている【図表2】。特にデジタル分野への学部学科再編をめざす計画が多く、理系の学部等を初めて設置する大学は315割ある【図表3】。支援1を受けて実際に開設された学部等の入学定員は、累積で1万名を超えている【図表4】。

しかし、産業界が理系人材の供給不足を訴えていても、高校生の理系志望者は3割程度に過ぎず【P.3図表4】、理系分野は国立大学の定員が多いことも影響し、開設しても入学定員を充足できない大学が少なくないという現実がある【図表4】。

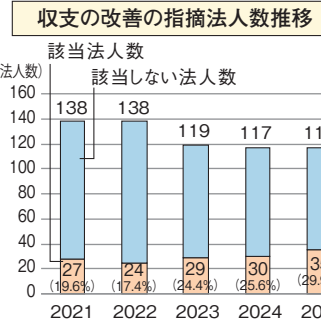
模大学での転換が必要だという判断からだろう。しかし、大規模大学が理系学部の定員を増やせば、ただでさえ限られた理系市場での学生確保は、さらに困難度を増すだろう。国は理系志望の高校生の増加を目的に施策を講じているが(P.6参照)、効果が出るのはまだ先と見られ、その間に大学進学者数自体も減少する。特に、中小規模大学の理系学部が定員を満たすには、相当な工夫が必要だ。

本事業以外も含めた近年の設置認可申請の状況を見ると、2026年度は「取り下げ」が、ここ5年間で最多の11件だった【図表7】。設置後の設置計画履行状況等調査では、収支について3割程度、定員充足率について5割程度の法人が指摘を受けている【図表8】。

2026年3月に大学・学部等の^{*1}設置認可制度が変更され、2029年度新設分からは、学校法人の設置大学では、収容定員充足率7割未満の学部等があると新設ができなくなった【図表9、P.20図表11】。2028年度以降に新設改組を予定するなら、確実な成功を期して申請準備に時間をかけるとともに、既存学部の定員確保のための広報活動も早めに行いたい【図表10】。

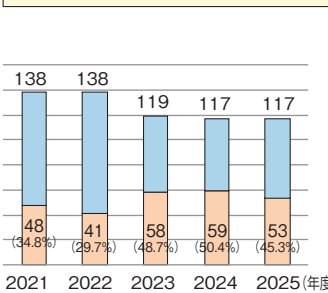
*1 詳細は次ページ。Between情報サイトの記事(<https://between.shinken-ad.co.jp/detail/2026/03/secchishinsa.html>)も参照のこと

【図表8】設置後の指摘事項



※文部科学省「大学等設置等に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査結果(2021～2025年度実施)」

定員充足率改善の指摘法人数推移

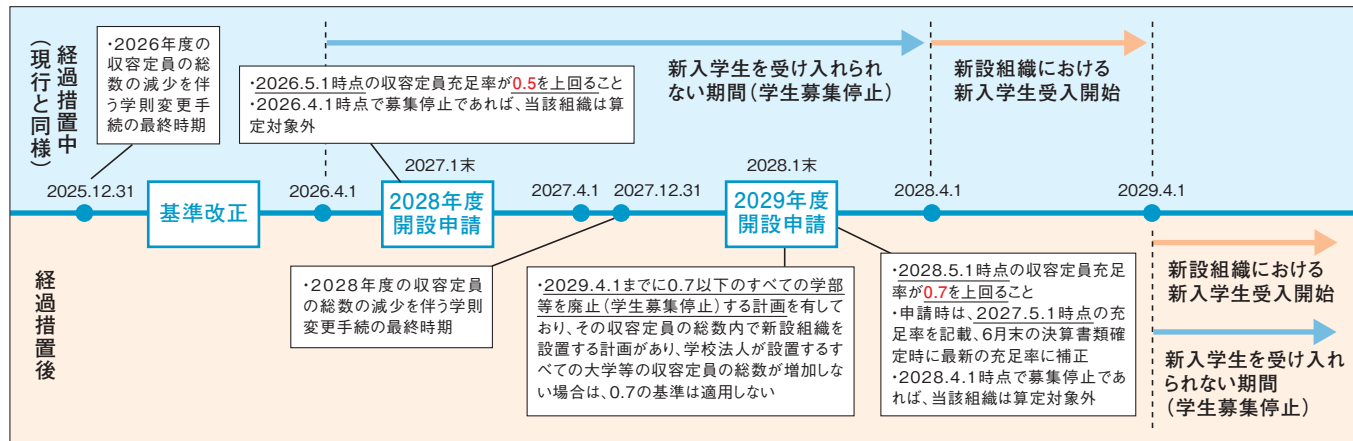


【図表7】新設の申請、認可、不認可等件数の推移

開設年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
申請	72 (24)	74 (15)	47 (6)	55 (7)	59 (5)	49 (6)	59 (10)
判定	保留	19 (6)	3 (1)	4 -	8 -	9 (1)	6 (1)
	保留後の判定	認可	17 (5)	3 (1)	7 -	9 (1)	5 (1)
		取下げ	2 (1)	0 -	1 -	0 -	1 -
		不認可	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
	取下げ	21 (12)	20 (5)	8 (1)	6 (2)	1 -	5 (3)
	不認可	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
認可	32 (6)	51 (9)	35 (5)	41 (5)	49 (4)	38 (2)	33 (6)
認可(年度合計)	49 (11)	54 (10)	38 (5)	48 (5)	58 (5)	43 (3)	46 (6)

※()は大学新設(短期大学、大学院大学、高等専門学校含む)の件数
※文部科学省提供資料を基にBetween編集部にて作成

【図表9】学部新設に係る申請の場合の収容定員充足率の算定基準日について ※学部新設に係る申請の場合



※文部科学省資料を基にBetween編集部にて作成

【図表10】2028年度以降新設をする場合に学生募集で取り組むべきこと

1 早期からの申請準備	高校生を対象とする学生確保のためのニーズ調査実施等、申請の準備を早めに始める。
2 要件を満たす定員管理	収容定員充足率の基準を上回るよう直近の入学確保に力を入れつつ、必要に応じて定員削減等について検討する。
3 広報施策の早期化	従来より早まる7月下旬からの募集活動スタートを前提に、広報は早期から始める計画を。

※Between編集部にてまとめ

文科省に聞く！



みなみちわこ ●2009年
文部科学省入省。高等
教育局医学教育課などを
経て2025年より現職。



ひろすけんた ●(独)大学
評価・学位授与機構(現・大
学改革支援・学位授与機構)
などを経て2026年より現職。

私学
部
私学行政課
専門官
南千和子

高等
教育企画課
大学設置・評価
室
室長補佐
廣末賢太

学部学科新設の課題と 設置認可制度厳格化の狙いとは？

——昨今の学部学科設置認可申請についての課題は？

廣末 大学設置分科会における指摘で多いのが、計画全体の一貫性、論理性に関することです。養成する人材像は社会からのニーズがあるのか、DPやCPと教育内容が合っているかなど、全体の骨格となる部分に不備が見られる計画が少なくありません。計画の検討そのものが不十分なケース、計画に一定の質はあるものの、書類に十分に落とし込まれていないケース、どちらも考えられます。いずれにしても、文部科学省が毎年作成する「手引」で注意点を確認し、矛盾がない書類作成を心がけてほしいと思います。

設置後については、最も多い指摘が定員未充足、次いで定員超過です。学生数の過不足は教育環境を左右します。認可がゴールとなってしまうと、その後の定員管理がなおざりになり、結果として定員未充足にも繋がりがかねません。認可時の計画通りに計画を進めていただく必要があります。

南 私学の財政面・管理運営面を審査する学校法人分科会では、法人の収入に直結する学納金を視点に、学生確保の見通しを綿密に確認しています。指摘が多いのもこの部分で、18歳人口減への漠然とした危機意識は感じられるものの、説得力に欠ける計画がめだちます。第三者から見て安定した募集が見込めると判断できる客観的なデータの記載が望まれます。収支や定員充足率の改善を指摘される法人は、残念ながら増加傾向にあります(P.19【図表8】)。法人は、経営が悪化する前に手を打つ必要があります。新設改組をその一手として行うならば、計画は、現実的かつ精緻であるべきでしょう。

——設置認可制度改正のポイントは？

廣末 申請、認可スケジュールの前倒しは、大学が学生募集を行いやすくするための措置です。認可が7月末に早まることにより、高校の多くが進路指導を行う夏休みに、新設学部の学生募集を始められます。総合型選抜の出願受付が開始される9月に、直ちに受付を始めるということも十分、現実的だと考えられます。

南 答申時の「保留」廃止の理由も、認可が遅れると学生募集がしづらくなるからです。もう一つは、審査意見をふまえ、明快な対応を行ってもらうためです。意見に回答できる回数も減るので、その分、課題を十分に整理・解消したうえで修正案をご提出ください。大学新設時に保有すべき標準経常経費は「2年分」に上がりましたが、これは最低基準。資金難は教育の質低下、学生の不利益につながるため、学費以外の収入源を含め、法人全体の財務についても中長期的な視点で検討してください。リスクシナリオは、「参考資料」から「申請書類」に格上げされ、審査観点が規定されました。過去3年以内に赤字の年度があれば何が原因だったのか、

学生が何人いれば経営が成り立つのか、その人数を下回るとどんな影響が出るのか、未充足の段階ごとに何に取り組むのか、例えば80%以下で〇〇、70%以下で〇〇…など、シナリオの妥当性を審査します。私学事業団の「ハンドブック」*が参考になるほか、新たな「手引」には、従来より項目を増やしたシナリオ例を掲載する予定です。設置後にシナリオ遵守を求めるルールも追加されました。遵守されない場合には、私学助成等によるペナルティが検討されています。経営が安定していてもリスクシナリオは不可欠です。今後の経営判断の指針として作成いただきます。

新設を不可とする全学部の収容定員充足率が「5割未満」から「7割未満」に変更したのは、充足率が経営に及ぼす影響を、より重く見たためです。5割未満は既に厳しい状態、7割未満であればまだ回復の余地がある、という判断です。同時に基準時期を開設前年度に変更し、充足率向上の取り組みや学部等廃止の判断に余裕を持てるようにしました。2026年度から、一時的に定員を削減し、7年以内であれば届出で元の定員に戻せる制度が施行されています。いったん定員を減らして充足率を高め、募集が軌道に乗ったら定員を元に戻すプランも可能です。

新設不可の財務要件の変更後の基準は、修学支援新制度の機関要件にも同様の基準があります。各制度における取扱い異なりますが、教育を持続的に提供するために必要となる経営状況を判断する指標として規定したものです。

——新設を考えている大学に向けてアドバイスを。

廣末 今回の改正は、「知の総和答申」を受け、高等教育の新陳代謝を促す目的でなされたものです。その趣旨を法人内で共有し、認可「後」の運営を見据えて学部設置に取り組んでほしいと思います。もはや新設すれば学生が来る時代ではありません。産学資金が集まるプラットフォーム等を通じて地域に必要な人材を議論し、地域活性化、ひいては日本全体のレベル向上につながる新設改組を期待しています。「厳格化」との声がめだちますが、学生募集を行いやすくする措置や、既存学部の整理がしやすくなる措置等も含んでいますので、併せて理解、活用してください。

南 大学が人材養成で社会のニーズに応えるには、経営の安定が前提となります。好不調にかかわらず、常に経営状況の確認と分析をしてください。大学・高専機能強化支援事業の開始以降、同じエリア内に似た趣旨の学部が設置される例も少なくないようです。他大学の動向を注視するとともに、エリア内の高校と連携し、高校生の声を継続的に把握してはどうでしょう。何をどう学び、社会においてどんな活躍をめざすのか、高校生が腹落ちする計画を立てられるか否かは、日頃の関係性が物を言うからです。

【図表11】学校法人の大学等設置に係る寄附行為（変更）認可申請の審査基準等の改正まとめ

変更点		従来	変更後	いつから
答申時の継続審査（保留）		あり	廃止 。設置の「可」「不可」のみ	
審査スケジュール	大学新設	10月末申請→8月末頃認可	9月末申請→7月末頃認可	
	学部学科等新設	3月末申請→8月末頃認可	1月末申請→7月末頃認可	
審査意見への回答への対応数		大学の設置:3回 学部学科等の設置:2回	大学の設置: 2回 学部学科等の設置: 1回	2028年度 新設分から
審査基準	大学新設の申請時に保有すべき標準経常経費	1年分	2年分	
	リスクシナリオ等	「参考資料」としての提出	審査事項として「申請書類」とし、妥当性の審査観点を規定する ・過去3年間の決算における事業活動に関する状況 ・上記で経常収支差額がマイナスの年度の要因分析の結果とその改善方策 ・経常収支が均衡する学生数及びその時の収容定員の充足状況、学生確保ができない場合の資金の収支と法人全体の収支に与える影響 ・経営状況を判断する指標 ・経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない状況が継続し法人の財務状況に影響を与える場合の財務状況が教育研究に与える影響	2029年度 新設分から
	新設を不可とする設置大学等の全学部の収容定員充足率	申請年度の充足率が5割未満は不可	開設年度の前年度 の充足率が 7割未満は不可 ※ただし、以下の全てに該当する場合は充足率基準の例外とする。 ・未充足の学部等を廃止する具体的な計画がある ・廃止した学部等の収容定員の範囲内で新設する ・設置大学等の収容定員の総数が増加しない	
	新設を不可とする設置大学等の財務状況	負債償還などあり	経常収支差額が3か年連続マイナス、かつ、直近年度の外部負債が運用資産を上回っている場合は、許可をしない	2028年度 新設分から
書類の様式等		過去3年分のみ	申請年度時点 で確定している 財務書類等 は 申請時に提出 を求める	
認可後のアフターケア（財務状況及び施設等整備状況調査）		虚偽申請があった場合のみペナルティ	リスクシナリオ等の遵守を求め、遵守されない場合にはペナルティ措置 を講ずる	

私立大学等の収容定員の適正化を図るための学則変更手続の弾力化（学校教育法施行令の一部改正）		私立大学等が適正な収容定員への見直しを計画的に行うことができるよう、収容定員の総数の増加を伴う学則変更（以下「増加変更」という。）のうち、以下の条件を満たすものについては、認可事項から届出事項に改めることとする（学校教育法施行令第23条の2の改正）。
条件	① 当該収容定員の総数の減少を伴う学則変更（以下「減少変更」という。）後7年以内に行われるものであること ② 当該収容定員の増加後の総数は、減少変更前の当該収容定員の総数を超えないものであること ③ 減少変更に係る届出と同時に、①及び②の条件を満たす増加変更に関する計画を有する旨を文部科学大臣に届け出ていること	

*文部科学省資料を基にBetween編集部にてまとめ

**認可時期が早まり
学生募集がしやすくなる**

設置認可制度変更の詳細について、【図表11】にまとめた。大きな変更点の一つが審査スケジュールだ。大学、学部学科等の新設それぞれ、申請が1〜2か月、認可が1か月早くなる。これにより、従来より募集活動が早期に始められるようになった。もう一つが、審査基準となる既設学部の収容定員充足率。新設が認められなくなる法人内の学部の充足率が、これまでの5割未満から7割未満に引き上げられる。併せて、充足率の審査対象時期が、申請年度から開設前年度（申請翌年度）に変更された。充足率が7割を切りそうな学部があれば、申請前に定員を減らす、申請時に当該学部の廃止計画を提示する等の対策が必要だ。そのほか、申請時の^{*2}リスクシナリオが審査対象となる。審査結果の「保留」がなくなり一発勝負になる点も大きな変更だ。

社会のニーズを背景とした文科政策、さらには日本成長戦略会議のような国家戦略は新設改組の後盾にはなるが、現実の学生募集は、募集エリア内の高校、高校生のニーズに大きく左右される。両面をにらんだ取り組みが必要だ。

*2 学生募集が計画通りにいかなかった場合の対応策

*日本私立学校振興・共済事業団「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」(https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook3jikaitei.pdf)

撮影／木藤富士夫